

平成29年度の主な税制改正

法人税関係

前編

公認会計士・税理士 田中 将

1 研究開発税制の見直し

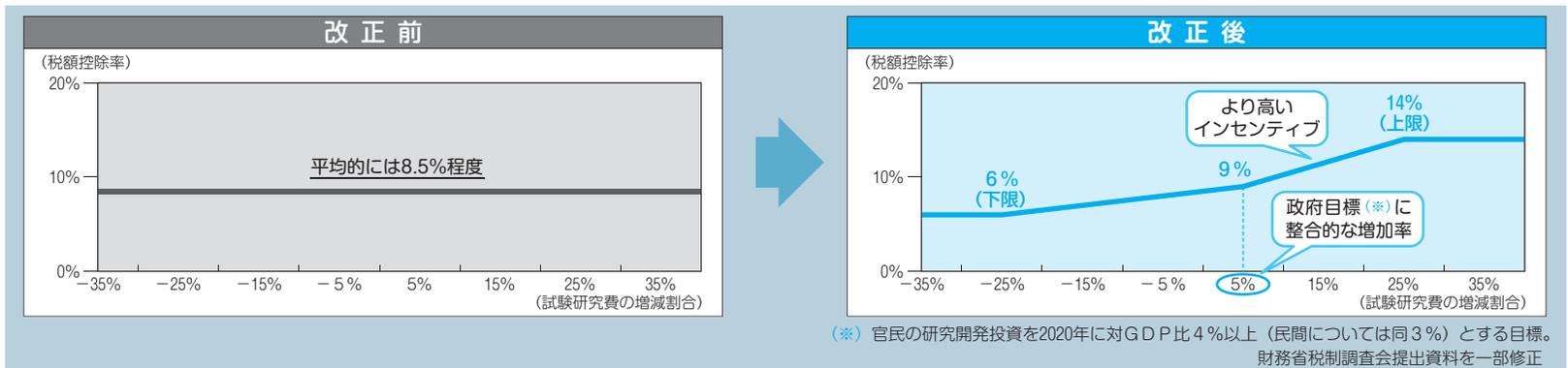
法人が試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）のうち、試験研究費の総額に対する一定割合を法人税額から控除する制度（いわゆる総額型）について、試験研究費の増減割合に応じた税額控除率を適用することとされるなど、下表のような見直しが行われました。なお、これらの改正に伴い、いわゆる増加型の税額控除制度が廃止されました。

また、従来は製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係るものに限られていた試験研究費の範囲に、いわゆるビッグデータ等を活用した第4次産業革命型のサービス開発が新たに追加されました。さらに、オープンイノベーション型についても対象費目の拡大といった運用の改善が図られるなど、所要の見直しが行われています。

以上の改正は、平成29年4月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

総額型	改正前	改正後	
		平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度	左記以降の事業年度
税額控除率	8～10% (中小企業者等：12%)	試験研究費の増減に応じ(注)、 6～14% (中小企業者等：12～17%)	試験研究費の増減に応じ(注)、 6～10% (中小企業者等：12%)
控除限度額	(一般試験研究費) 法人税額の25%	(一般試験研究費) 法人税額の25% 〔高水準型との選択で、次の②の上乗せが可能(中小企業者等の場合は①か②を選択)〕 ① 増減割合5%超の場合に10%上乗せ ② 試験研究費が平均売上金額10%超の場合に超過割合に応じて0～10%上乗せ	(一般試験研究費) 法人税額の25%

(注) 試験研究費の増減に応じた税額控除率は、次のようになります。



2 所得拡大促進税制の見直し

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度（所得拡大促進税制）に関して、中小企業者等以外の法人（大法人）については、適用年度の平均給与等支給額が前事業年度比で2%以上増加していることがこの制度の適用要件とされました。その上で、継続雇用者に対する給与等支給額が前事業年度比で増加した部分については税額控除率を2%上乗せし、合計で12%（原則10%）とすることとされました。

これに対し、中小企業者等については、これまでと同様の適用要件が維持されました。その上で、適用年度の平均給与等支給額が前事業年度比で2%以上増加した場合には、継続雇用者に対する給与等支給額が前事業年度比で増加した部分については税額控除率を12%上乗せし、合計で22%（原則10%）とすることとされました。

なお、これらの改正は、平成29年4月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

	改正前	改正後
大法人	【要件】 ① 給与等支給総額：平成24年度から一定割合以上増加 ② 給与等支給総額：前事業年度以上 ③ 平均給与等支給額：前事業年度を上回る 【税額控除】 ・給与等支給総額の24年度からの増加額の10% (要件①の増加要件割合) H24: 2%, H25: 2%, H26: 3%, H27: 4%, H28: 5% → 10%控除	【要件】 ①・② 変更なし ③ 平均給与等支給額：前年度比2%以上増の要件に変更 【税額控除】 ・給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、前年度からの増加額について、2%の税額控除を上乗せ → 合計12% (要件①の増加要件割合) H24: 2%, H25: 2%, H26: 3%, H27: 4%, H28: 5% → 12%控除
中小企業者等	【要件】 ①～③ 同上 ※ ただし①の増加割合は以下のとおり 【税額控除】 ・給与等支給総額の24年度からの増加額の10% (要件①の増加要件割合) H24: 2%, H25: 2%, H26: 3%, H27: 3%, H28: 3% → 10%控除	【要件】 ①～③ 変更なし 【税額控除】 ・給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、平均給与等支給額が前年度比2%以上増の場合は、給与等支給総額の前年度からの増加額について、12%の税額控除を上乗せ → 合計22% (賃上げ率2%以上の場合) 22%控除 (要件①の増加要件割合) H24: 2%, H25: 2%, H26: 3%, H27: 3%, H28: 3% → 10%控除

財務省パンフレット「平成29年度税制改正」を一部修正

3 租税特別措置の適用対象となる「中小企業者等」の範囲の見直し

租税特別措置法における中小企業向け優遇措置の適用対象となる「中小企業者等」の範囲から、その事業年度開始の日前3事業年度の平均所得金額が15億円を超える法人が除外されることとなりました。

この改正は、平成31年4月1日以降に開始する事業年度から適用されますが、この見直しは租税特別措置法における優遇措置のみを対象としていますので、法人税法や地方税法に規定される中小企業向け特例措置については、この改正後も従来どおり適用することができます。

著者紹介



たなか まさし
田中 将 (公認会計士・税理士)
 同志社大学経済学部卒。大阪大学大学院法学研究科博士課程修了。博士(法学)。平成5年公認会計士登録。現在、大阪学院大学大学院法学研究科教授、企業の監査役などを兼任。
【事務所】 大阪市中央区北浜

著書

「相続と相続税・贈与税事例選集」(共著) 他

